

対象年度		令和 7年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート												
事務事業名		中小企業資金融資対策事業						予算事業名		中小企業資金融資対策事業費						
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	結城市中小企業事業資金融資あっせん条例 根拠法令等							
				07	01	03	1102	経常経費								
総合計画体系		歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう							事業の区分		主要事業					
		活力と創造力を育む商工業の振興														
		活力ある地域産業の振興							担当課係等		商工観光課 商工振興係					
事業期間		継続 (昭和50年度～ 年度)														
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
市内中小企業の事業資金の円滑な調達により、経営の安定を図ることによって、地域経済の活性化を図る。								中小企業資金融資あっせんについては、県内すべての市町村が保証協会と契約し実施している。								
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】								
①結城商工会議所に対し業務委託を行い、中小企業者と資金に関する相談・指導を行い、調査する。 ②結城市中小企業資金融資あっせん条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。 ③融資あっせんが認められた中小企業者に対し、保証料の補給を行う。 ④市内金融機関に対し、融資資源の一部として預託を行い、低金利融資を実現させ、中小企業の経営を支援する。 ⑤中小企業が返済不能となった場合の補償として、保証協会と損失補償寄託契約を締結する。								市内中小企業者								
								【事業をとりまく環境の変化】								
								新型コロナウイルス感染症の影響により、受注の減少、消費の減退により売上高や利益率が大幅に減少している。よって、資金繰りが厳しくなっており、公的低利な資金融資への期待が非常に高くなっている。 令和4年度よりあっせん条例に基づき融資あっせんを受ける中小企業の保証料全額を補給することとした。								
【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】				【令和 9年度 事業内容】								
①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。				①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。				①結城商工会議所に対し業務委託する。②条例に基づき、審査委員会を開催し審査を行い、資金のあっせんを行う。③保証料の補給を行う。④市内金融機関へ預託を行い、低金利融資を実現させる。⑤中小企業が返済不能となった場合、補償を行う。								
■事業費																
				R05年度		R06年度										
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0									
	県		支	出	金	0	0									
	地		方		債	0	0									
	そ		の		他	6,001	7,001									
	一		般	財	源	4,271	7,769									
歳 入 計 (千 円)				10,272		14,770										
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)				金額 (千円)		金額 (千円)									
	12 委託料				500		500									
	18 負担金補助及び交付金				3,772		7,270									
	20 貸付金				6,000		7,000									
歳 出 計 (千 円) (A)				10,272		14,770										
伸 び 率 (%)						43.78										
備 考	総合計画 88 ページ 予算書 138 ページ															

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	あっせん件数（審査件数）	件	目標	50.00	50.00	50.00
	金融審査会を開催し審査を行う。		実績	31.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	融資実行金額	千円	目標	300,000.00	300,000.00	300,000.00
	審査後、中小企業者が本申請し融資実行する。		実績	418,040.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	中小企業の経営安定化を図るため必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国・県の制度に準拠する形で条例も定めている。
	手段の妥当性	A 妥当である	金融審査会での審議を経て融資が決定される。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	審査案件数により、事務量が変化する。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市内の全中小企業が対象である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	融資後すぐに事業成果が反映されるものではない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	審議案件があれば月毎に審議会を開催する。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
中小企業等に対し、融資あっせんの支援や信用保証協会融資保証料の全額補助を実施することにより、経営の安定化や合理化を促進し、健全な発展に資する大変有効な背景となっている。 社会情勢の影響を大きく受けるため、業種により中小企業等の資金繰りは依然として厳しい局面にある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
社会情勢・中小企業等のニーズを的確に把握し、信用保証協会及び市内金融機関との連携を密にして利用しやすい制度としていく。 近年においては、新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法に基づく融資支援策が事業者にとって有利な条件であることから、その制度を用いた資金調達が主となっているが、国による制度や運用の改定に基づき適切に対応する。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容	社会情勢や中小企業等のニーズを的確に把握し、信用保証協会及び市内金融機関との連携を密にして利用しやすい制度となっている。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり	